

平成28年度秦野市文化会館事業協会歳入歳出報告書

(歳入)

資料 8 ①

(単位:円)

項	目	節	予算額			決算額	対予算増減	説明
			当初予算額	補正予算額	計			
1 事業収入			24,143,000		24,143,000	26,921,300	2,778,300	
1 事業収入	1 事業収入		21,843,000		21,843,000	24,607,450	2,764,450	やまなみvol.101 牛田智大 ピアノ・リサイタル
								339,250
								五木寛之 講演会 ～いまを生きる力～
								374,600
								ホワイエJAZZコンサート～水無月JAZZ～
								サマーシアター2016
								人形劇俳優たいらじょうの世界 ダンボール人形劇場「お花のハナックの物語」
								332,000
								やまなみvol.102 三浦一馬&大萩康司 スーパー・デュオ
								790,500
								秦野市文化会館避難訓練コンサート ～SPECIAL HAWAIIAN WAVE～
								山田和樹プロデュース Vol.2 トリオ・ラ・プラージュ ～三人で奏でるオーケストラ～
								549,300
								秦野みなせ寄席
								796,800
								宇崎竜童&村井忠一とBig18オーケストラ
								2,719,500
								家入レオ 5th LIVE Tour 2016 ~WE ME~
								8,324,900
								やまなみvol.103 萩原麻未&成田達輝 デュオ・リサイタル
								348,250
								やまなみvol.104 10th Anniversary 高嶋ちさ子 12人のヴァイオリニスト 「MUSE ~Best 12 Harmony~」
								4,261,600
								東儀秀樹×塩谷哲 ～光り降る音～
								1,651,650
								日舞ワークショップ
								義太夫ワークショップ
								山田和樹 秦野市文化会館ミュージック・アドバイザー就任記念 第29回丹沢音楽祭 ブラームス「ドイツ・レクイエム」
								4,079,100
								平成27年度事業 佐藤しのぶ カルメン・ファンタジー～カルメンとミカエラ ふたりの女～
								40,000
								小計
								24,607,450
2 次年度事業収入	2 次年度事業収入		2,300,000		2,300,000	2,313,850	13,850	1 次年度事業売上
2 補助金	1 補助金	1 補助金	20,000,000		20,000,000	10,922,825	0	1 秦野市補助金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入	1,540,000		1,540,000	2,838,447	1,298,447	1 友の会会費
								277,000
								2 丹沢讃歌樂譜売上代
								70,550
								3 貸館チケット販売手数料
								342,760
								4 代金引換手数料
								171,500
								5 物品販売等承諾料
								298,261
								6 共催事業チケット販売手数料
								942,976
								7 丹沢音楽祭ドイツ・レクイエム樂譜売上代
								294,500
								8 丹沢音楽祭ドイツ・レクイエム練習用CD売上代
								169,500
								9 丹沢音楽祭ドイツ・レクイエム公演写真、CD売上代・懇親会会費
								271,400
								内、事業に係る諸収入の合計(5,6,7,8,9)
								1,976,637
								小計
								2,838,447
4 財産収入	1 財産収入	1 財産収入	10,000		10,000	3,634	△ 6,366	1 基金利子
5 雜収入	1 雜収入	1 雜収入	1,000		1,000	184	△ 816	1 預金利子
6 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	178,000		178,000	4,147,626	3,969,626	1 前年度繰越金
歳入合計			45,872,000		45,872,000	44,834,016	△ 1,037,984	

(歳出)

(単位:円)

項	目	節	予算額					支出済額	対予算増減	説明
			当初予算額	補正予算額	予算現額	流用増減	計			
1 運営費	1 会議費		230,000		230,000		230,000	180,120	△ 49,880	
		1 報酬	200,000		200,000		200,000	163,800	△ 36,200	理事・監事報酬
		2 旅費	20,000		20,000		20,000	16,320	△ 3,680	会議出席時費用弁償
		3 需用費	10,000		10,000		10,000		△ 10,000	会議賄
2 事務費	1 事務費		2,640,000		2,640,000		2,640,000	1,460,842	△ 1,179,158	
		1 報償費	10,000		10,000		10,000		△ 10,000	
		2 旅費	20,000		20,000		20,000	11,734	△ 8,266	職員出張旅費
		3 交際費	10,000		10,000		10,000	10,000	0	土産代等
		4 需用費	500,000		500,000		500,000	495,982	△ 4,018	事務用消耗品費等
		5 役務費	1,600,000		1,600,000		1,600,000	734,326	△ 865,674	郵送料等
		6 公課費	500,000		500,000		500,000	208,800	△ 291,200	法人市県民税、法人税、法人事業税、消費税
3 事業費			42,811,000		42,811,000		42,811,000	42,213,578	△ 597,422	
	1 事業費		40,511,000		40,511,000	379,708	40,890,708	40,875,570	△ 15,138	
		1 賃金	1,178,000		1,178,000		1,178,000	1,162,862	△ 15,138	場内整理、受付等従事者賃金等
		2 需用費	2,056,000		2,056,000	634,317	2,690,317	2,690,317	0	自主公演ポスター、チラシ、チケット印刷代、公用消耗品・ケータリング等
		3 役務費	5,272,000		5,272,000	-890,577	4,381,423	4,381,423	0	自主公演広告・宣伝費、ピアノ調律代、著作権使用料等
		4 委託料	30,555,000		30,555,000	647,327	31,202,327	31,202,327	0	自主事業公演委託料
		5 諸費	1,450,000		1,450,000	-11,359	1,438,641	1,438,641	0	自主事業契約書収入印紙、事業記録写真等
	2 次年度 事業費		2,300,000		2,300,000	-379,708	1,920,292	1,338,008	△ 582,284	
		1 賃金	300,000		300,000		300,000	73,540	△ 226,460	次年度事業賃金
		2 需用費	800,000		800,000		800,000	546,210	△ 253,790	次年度事業需用費
		3 役務費	1,200,000		1,200,000	-379,708	820,292	718,258	△ 102,034	次年度事業役務費
4 積立金	1 積立金	1 積立金	10,000		10,000		10,000	3,634	△ 6,366	基金積立金
5 予備費	1 予備費	1 予備費	181,000		181,000		181,000		△ 181,000	
歳 出			45,872,000		45,872,000		45,872,000	43,858,174	△ 2,013,826	

次年度繰越額 (歳入合計) 53,911,191 円 - (歳出合計) 43,858,174 円 = 10,053,017 円 (うち、28年度事業に伴う補助金精算返納金:9,077,175円)
 精算返納金差引 975,842 円 (次年度繰越金)

**平成29年度(2017年度)
秦野市文化会館事業協会自主事業計画書(抜粋)**

1 自主・共催事業

No.	月日	曜	事 業 名	開場	開演	会場	入場料金(円)
1	6/25	日	やまなみvol.105 宮田大 チェロ・リサイタル	14:00	14:30	小	全席指定 2,500円
2	10/9	月祝	やまなみvol.106 朴美姫(パクキユビ) タレガ・ギターカルテット	14:00	14:30	小	全席指定 3,000円
3	12/23	土	やまなみvol.107 小林愛実 ピアノ・リサイタル	14:00	14:30	小	全席指定 2,000円
4	3/11	日	やまなみvol.108 三浦文彰 ヴァイオリン・リサイタル	14:00	14:30	小	全席指定 3,000円
5	6/3	土	鎌田寅 講演会 「がんばらない」けど「あきらめない」 ～命を支えるということ～	13:30	14:00	小	全席指定 2,000円
6	6/10	土	ミュージカル「KINJIRO!」 ～本当は面白い二宮金次郎～	14:00	15:00	大	全席指定 一般3,000円 学生1,500円
7	7/17	月祝	サマーシアター'17	9:30	9:45	小 展 1会	入場無料
8	8/6	日	岸谷香 KAORI PARADISE 2017	16:30	17:30	大	全席指定 5,000円
9	8/19	土	ホワイエハワイアンコンサート	17:00	17:30	ホ	入場無料
10	9/3	日	秦野市文化会館 避難訓練コンサート ～歌舞優楽の響演～	14:30	15:00	小	入場無料
11	9/16	土	歌舞伎入門 ～ワークショップと「棒しばり」～	14:00	14:30	小	全席指定 一般3,000円 学生2,000円
12	10/15	日	ホワイエジャズコンサート	未定	未定	ホ	入場無料
13	10/29	日	小椋佳	未定	未定	大	全席指定 5,000円
14	11/4	土	山田和樹プロデュースVol.3 ザ☆フルーツ&フレンズ ファミリーコンサート	未定	未定	小	全席指定 一般:1,500円 子供:500円
15	11/23	木	秦野みなせ寄席	13:30	14:00	小	全席指定 3,000円
16	12/3	日	ひよこコンサート	10:30	11:00	大	自由 親子ペア:1000円 大人800円 子供500円
17	3/18	日	第30回丹沢音楽祭	未定	未定	大	全席指定 500円
18	11or12		劇団四季ミュージカル	未定	未定	大	未定
19	6/21 6/28	水	日本舞踊ワークショップ	—	—	学校	無料
20			義太夫ワークショップ	—	—	学校	無料
共催							
21	6/15	木	NHK公開放送番組「BS日本のうた」	未定	未定	大	入場無料
22			ポピュラー公演				
23			ポピュラー公演				

※No.の□は学校鑑賞事業対象公演

自主事業における運営方法についての状況調査

平成29年度10月1日 秦野市文化会館作成

No.	市名	施設名	施設維持管理方法 直営(部分的な委託含む)/指定管理/財団等 公益法人/その他	自主事業			年間 自主事業 数 (H28年度)	備考		
				運営主体		運営方法 ①事業計画の策定方法 ②財源、補助金の有無 ③運営人員				
				運営手法 (運営主体の区分)	運営主体名					
1	秦野市	文化会館	直営	その他(任意団体等)	秦野市文化会館事業協会 (人格なき社団等)	①文化会館事業協会理事会において、企画検討及び計画策定。 ②市から事業協会へ補助金を交付。 ③市職員(3名)が事業協会事務員を兼務。	17			
2	小田原市	市民会館	直営	外部委託	一般財団法人小田原事業協会	①市と事業協会等で組織する「おだわら文化事業実行委員会」等において計画策定。 ②当該実行委員会に対し、補助金を交付。 ③別紙実行委員会規約参照。	99			
3	平塚市	市民センター 中央公民館	直営	その他(任意団体等)	公益財団法人 平塚市まちづくり財団 (文化事業課)	①財団内の組織である文化事業企画専門委員会において企画検討及び計画策定。 ②市から財団へ補助金を交付。 ③市職員(1名)が文化事業課長として勤務。	32			
4	伊勢原市	市民文化会館	直営	その他(任意団体等)	伊勢原市民文化会館事業協会 (人格なき社団等)	①文化会館事業協会理事会において、企画検討及び計画策定。 ②過去からの繰越金等、H29市補助金交付 ③市職員(2名)が事業協会事務員を兼務。	主催 5件 共催 5件	H18～H28は市 補助金無し		
5	綾瀬市							回答待ち		

秦野市文化会館事業協会会則

(目的及び設置)

第1条 秦野市文化会館（以下「文化会館」という。）が行う芸術文化活動を推進するため、公益的に芸術文化事業を実施し、市民文化の向上に寄与することを目的として、秦野市文化会館事業協会（以下「協会」という。）を設置し、事務局を文化会館内に置く。

(事業)

第2条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化会館の施設を利用して行う芸術文化事業
- (2) 文化会館の利用普及及び宣伝
- (3) その他協会の目的達成のための必要な事業

(組織)

第3条 協会は、理事10名以内（うち理事長1名、副理事長1名、専務理事1名、常務理事1名）、監事2名及び顧問の役員をもって組織する。

- 2 理事長は、秦野市副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副理事長は、秦野市教育委員会教育長の職にある者をもって充てる。
- 4 専務理事は、秦野市職員のうちから文化会館の主管部長の職にあるものをもって充てる。
- 5 常務理事は、文化会館の館長の職にある者をもって充てる。
- 6 理事は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 秦野市文化団体協議会関係者
 - (2) その他必要と認める者
- 7 監事は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 秦野市監査委員の経験のある者のうちから理事長が委嘱する者
 - (2) 秦野市会計管理者の職にある者
- 8 理事長は、必要があると認めるときは、理事会の議を経て顧問を置くことができる。

(任期)

第4条 前条第6項第1号及び第2号に掲げる理事並びに前条第7項第1号に掲げる監事の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任する

までは、その職務を行わなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(職務)

第5条 理事長は、会務を総理し、協会を代表する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 専務理事は、協会の事務を統括する。

4 常務理事は、専務理事を補佐し、協会の事業を掌理する。

5 理事は、理事会に出席し、この会則に定める事項を審議する。

6 監事は、協会の会計を監査するとともに、理事長の求めに応じて理事会に出席し、意見を述べることができるものとする。

7 顧問は、必要に応じ協会の運営について、理事会において助言を行う。

(理事会)

第6条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会の議長は、理事長が当たる。

3 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 理事会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第7条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人が署名しなければならない。

(理事会の議決事項)

第8条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 会則の制定又は改廃

(2) 協会の事業運営の基本的事項

(3) 予算及び決算の承認

(4) 秦野市文化会館事業協会事業運営基金の全部又は一部を処分するときの承認

(5) 前各号以外の協議を要する重要事項

(6) その他、理事長が必要と認める事項

(職員)

第9条 協会の事務を処理するため、事務局その他必要な職員を置き、理事長

が任免する。

(経費)

第10条 協会の経費は、事業収入、市補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和57年11月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年6月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年12月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年11月1日から施行する。

○秦野市補助金交付規則

(昭和53年3月13日規則第2号)

改正 昭和54年3月30日規則第8号 平成24年3月28日規則第7号
平成28年3月31日規則第26号

(目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるものほか、本市における商業、工業及び農業等の産業経済の振興並びに学術文化の発展及び体育の向上並びに市民福祉の増進を図るため、その事務事業を行う者に対し、市が交付する補助金の交付の申請、決定その他補助金の予算の執行に係る基本的な事項について必要な事項を定める。

(補助金の区分)

第2条 この規則における補助金の区分は、次のとおりとする。

- (1) 資金援助補助金 事務、事業の運営その他に必要な経費に充てる目的で交付する補助金
- (2) 施設設置補助金 施設を設置する等の事業の経費に充てる目的で交付する補助金

(補助金の交付の対象)

第3条 補助金は、市長が客観的に公益上必要があると認める事務又は事業(以下「補助事業」という。)を行う者に対し、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付することができる。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の性質又は目的により該当しない書類は、この限りでない。

- (1) 事務事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 実施設計書及び図面(工事の施行に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその書類の審査及び必要に応じて行う現地調査(以下「審査等」という。)をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による審査等の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定(以下「交付の決定」という。)をし、その決定の内容を付した補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知しなければならない。

3 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

(昭54規則8・一部改正、平24規則7・追加)

(交付の条件)

第6条 市長は、交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成する

ために必要があると認めるときは、次に掲げる条件等(以下「条件等」という。)を付さなければならない。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を延期し、中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (4) その他市長が必要と認める条件

(昭54規則8・一部改正)

(申請の取下げ)

第7条 交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定の内容又はこれに付された条件等によりがたいと認めるときは、補助金交付決定通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に文書をもって申請の取下げをしなければならない。

2 前項の規定により申請の取下げがあった場合は、その申請に係る交付の決定は、なかつたものとみなす。

(平24規則7・一部改正)

(変更の申請)

第8条 補助事業者は、第6条第1号又は第2号に該当するときは、速やかに事務事業計画変更申請書(第3号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかに審査等を行い、事務事業計画変更決定通知書(第4号様式)により補助事業者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の審査等の結果、補助金の交付の決定を取り消し、又は交付の決定の内容及びこれに付した条件等を変更することができる。

(昭54規則8・一部改正・繰下・追加、平24規則7・一部改正)

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

(着手届及び完成届)

第10条 施設設置の補助事業者は、補助事業に係る工事がある場合にあっては、その工事に着手したときは、事業着手届(第5号様式)を、及びその工事が完成したときは、事業完成届(第6号様式)を速やかに、市長に提出しなければならない。

(平24規則7・一部改正)

(執行状況等の調査等)

第11条 市長は、必要に応じて補助事業者の行う補助事業の執行状況若しくは経理内容について報告を求め、又は調査若しくは検査をすることができる。

2 市長は、前項の報告等により、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、是正の措置を命じなければならない。

(平24規則7・一部改正)

(交付の時期)

第12条 補助金の交付の時期は、施設設置補助金にあっては補助事業者の行う補助事業が交付の決定の内容及びこれに付した条件どおりに完了したことを市長が確認した後とし、資金援助補助金にあってはその補助金を財源とする経費の支出時期とする。この場合において、補助金の交付は、その支出時期に遅れないように行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、その補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(第7号様式)を、市長に提出しなければならない。この場合において、次条第1項ただし書の補助対象基本額をもって交付の決定を受けた補助事業については、補助金交付請求書にその補助事業に係る債権者の請求書の写し又は領収証書の写しを添えて提出しなければならない。

(昭54規則8・追加、平24規則7・一部改正)

(実績報告)

第13条 補助事業者は、その者の行う補助事業が完了したとき又は交付の決定に係る本市の会計年度が終了したときは、その補助事業の完了の日又はその年度が終了した日の翌日から起算して30日以内に事業実績報告書(第8号様式。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象基本額又は補助事業の実績に基づく精算額をもって交付の決定を受けたものについては、この限りでない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助事業者の会計年度が本市の会計年度と異なる場合は、前項の規定にかかわらず、その補助事業者の会計年度が終了した日の翌日から起算し、30日以内に実績報告書等を市長に提出しなければならない。
- 3 補助事業の廃止について市長の承認を受けた場合、補助事業者は、その補助事業を廃止した日から起算し、30日以内に実績報告書等を市長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の場合において、それぞれの会計年度終了後30日以内に補助事業に係る決算の承認又は認定を得られない補助事業者にあっては、その補助事業に係る収支決算書に代えて収支決算見込書をそれぞれの日までに提出し、決算の承認又は認定後速やかに決算書を提出しなければならない。

(昭54規則8・一部改正・削除・追加、平24規則7・一部改正)

(額の確定等)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書を受けたときは、速やかにその審査をし、補助事業者の行う補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであるかを調査しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による審査等の結果、交付の決定の内容及びこれに付した条件等に適合しないと認めるときは、是正の措置を命じなければならない。
- 3 市長は、第1項の審査等の結果、補助事業の実績に基づく精算額をもって補助金の交付をする事業にあっては、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(第9号様式)により補助事業者に通知しなければならない。

(昭54規則8・平24規則7・一部改正)

(交付の決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部について補助金返還命令書(第10号様式)を発付し、その発付の日から起算して10日以内の納期限を定め、その補助事業者に返還を命じなければならない。

- (1) 第5条第3項各号のいずれかに該当することが判明し、かつ、補助金を交付することが適当でないと認めたとき。
- (2) 第6条、第7条第1項、第8条第1項、第9条、第10条、第13条、第17条及び第18条の規定に違反したとき。
- (3) 第4条、第7条第1項、第8条第1項、第10条、第12条第3項、第13条及び第18条に規定する書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 第11条第2項及び第14条第2項に規定する是正の命令に違反したとき。
- (5) 第14条の規定により確定した額に対して、交付されている補助金の額が超えているとき又は交付の決定に係る事務事業の支出額が予算額に比して著しく減少したとき。
- (6) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(平24規則7・一部改正)

(他の補助金の一時停止及び相殺)

第16条 市長は、補助金の返還を命じられた補助事業者がその補助金の全部又は一部を返還しない場合において、その補助事業者に対して、ほかに交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又はその交付すべき補助金と返還未済額とを相殺することができる。

(平24規則7・一部改正)

(財産処分の制限)

第17条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付を受けた補助事業者がその補助金の全部又は一部に相当する金額を本市に返還した場合又は補助金の交付の目的及び財産の耐用年数を勘案して市長が認める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で1件10万円以上の物件
- (3) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

2 市長は、前項の耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定を準用して決定しなければならない。

(昭54規則8・追加、平24規則7・一部改正)

(帳簿の備付け)

第18条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、その補助事業の完了の日の属する本市の会計年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。ただし、国県支出金等を財源の一部とする補助金で、その支出元から5年間を超える保存期間が指定されているものは、その期間とする。

(平24規則7・一部改正)

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

(平24規則7・一部改正)

(様式)

第20条 この規則の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は、別に定める。

(平24規則7・追加)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

(秦野市土木費補助規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 秦野市土木費補助規則(昭和36年秦野市規則第5号)

(2) 秦野市土地および林道改良事業補助金交付規則(昭和44年秦野市規則第14号)

(3) 中小企業退職金共済制度奨励補助金に関する規則(昭和47年秦野市規則第7号)

(4) 秦野市中小企業信用保証料補助金に関する規則(昭和47年秦野市規則第8号)

(5) 秦野市土地区画整理事業補助規則(昭和50年秦野市規則第23号)

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行前に交付され、又は交付の決定若しくは事業の承認がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則(昭和54年3月30日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日以降に交付の決定する補助金から適用する。

附 則(平成24年3月28日規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第20条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	補助金交付申請書	第4条
第2号様式	補助金交付決定通知書	第5条
第3号様式	事務事業計画変更申請書	第8条
第4号様式	事務事業計画変更決定通知書	第8条
第5号様式	事業着手届	第10条
第6号様式	事業完成届	第10条
第7号様式	補助金交付請求書	第12条
第8号様式	補助事業実績報告書	第13条
第9号様式	補助金交付確定通知書	第14条

第10号様式	補助金返還命令書	第15条
第11号様式	補助金取消通知書	第8条、第15条

第1号様式(第4条関係)

補助金交付申請書

[別紙参照]

第2号様式(第5条関係)

補助金交付決定通知書

[別紙参照]

第3号様式(第8条関係)

事務事業計画変更申請書

[別紙参照]

第4号様式(第8条関係)

事務事業計画変更決定通知書

[別紙参照]

第5号様式(第10条関係)

事業着手届

[別紙参照]

第6号様式(第10条関係)

事業完成届

[別紙参照]

第7号様式(第12条関係)

補助金交付請求書

[別紙参照]

第8号様式(第13条関係)

補助事業実績報告書

[別紙参照]

第9号様式(第14条関係)

補助金交付確定通知書

[別紙参照]

第10号様式(第15条関係)

補助金返還命令書

[別紙参照]

第11号様式(第8条、第15条関係)

補助金取消通知書

[別紙参照]

(昭54規則8・追加)